

# 第1回唐津市公共施設再編審議会 次第

日時：令和5年7月31日（月）14時～

場所：唐津市役所4階 中会議室

## 1 開会

- (1) あいさつ
- (2) 委員と事務局の紹介
- (3) 会長・副会長選出

## 2 議題

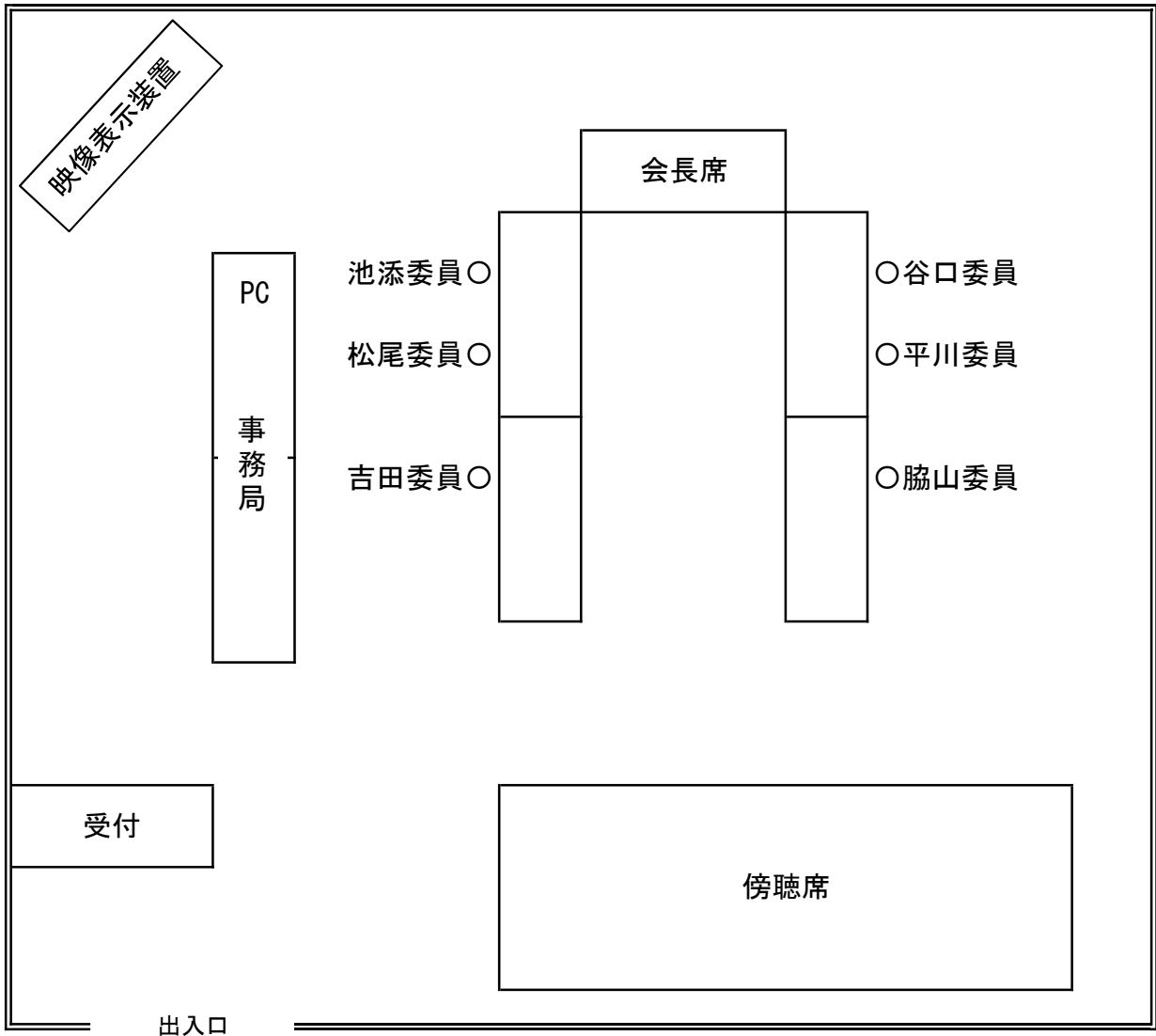
- (1) 審議会の目的と運営について
- (2) 唐津市公共施設等総合管理計画について

## 3 閉会

唐津市公共施設再編審議会 委員名簿

番号	委員種別	役職	氏名	職業（所属団体）等
1	学識経験を有する者	委員	イケノエ 池添 昌幸	福岡大学工学部建築学科 教授
2	学識経験を有する者	委員	タニグチ 谷口 みゆき	佐賀大学経済学部経済学科 准教授
3	学識経験を有する者	委員	マツオ 松尾 晃成	九州大学オープンイノベーションプラットフォーム 助教
4	市民	委員	ヒラカワ 平川 トキ登紀	公募委員
5	市民	委員	ヨシダ 吉田 ジロウ次郎	公募委員
6	市の職員	委員	ワキヤマ 脇山 ヒデアキ秀明	副市長

第1回唐津市公共施設再編審議会 座席表



## 唐津市公共施設再編審議会の目的と運営について

### 1 審議会の目的

本市では、平成28年度に唐津市公共施設等総合管理計画を、平成30年度に唐津市公共施設再配置計画を策定し、公共施設再編に取り組んできました。

また、公共施設の利用者である市民と連携し、健全な財政運営のもと、公共施設を将来にわたり適切に維持管理することを目的として唐津市公共施設再編推進条例（以下「条例」といいます。）を制定し、更なる公共施設再編に取り組むこととしました。

唐津市公共施設再編審議会（以下「審議会」といいます。）は、条例が定める基本理念のもと、市が取り組む公共施設再編に関し専門知識と多様な意見を取り入れていくことを目的としています。

### 2 審議会の運営

#### (1) 審議会の位置付け

##### ①市長の諮問機関

諮問機関は、重要施策や基本施策等に関する行政機関の意思決定にあたり意見を述べるもので、審議会の答申に法的拘束力はありません。

また、条例には、審議会からの建議制度は定められていません。

##### ②公共施設再編推進委員会との関係

審議会は、市役所内の推進組織である公共施設再編推進委員会とは独立した組織です。

#### (2) 審議会の所掌事項

①公共施設等総合管理計画の変更、廃止に関すること。

②その他公共施設再編に関し市長が必要と認めること。

※②は、具体的には、公共施設再編の進捗状況や公共施設再配置計画に定めがなく床面積が増加する新設事業等に関する調査審議を想定しています。

#### (3) 審議会の会議

・学識経験者から会長及び副会長を選出します。会長が会議の議長となります

ので、議題の説明や質疑応答など、議事の進行は、会長の指示により行います。

- ・特別の事項を調査審議する際には、通常の委員に加え臨時委員が出席することがあります。
- ・会議の開催には、委員（臨時委員を含む。）の半数以上の出席が必要となります。また、可否を決する議事の場合には、委員（臨時委員を含む。）の過半数で決し、可否同数の場合は、議長が決することになります。
- ・会議の公開や運営上の詳細事項は、審議会で定めます。

※別紙「唐津市公共施設再編審議会運営細則（案）」のとおり。

以上

## 唐津市公共施設再編審議会運営細則（案）

（趣旨）

**第1条** この運営細則は、唐津市公共施設再編審議会規則（以下「規則」という。）第6条の規定により、唐津市公共施設再編審議会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（会議の公開）

**第2条** 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号に該当するときは、非公開とする。

- (1) 唐津市情報公開条例（平成17年条例第10号）第5条各号に規定する情報を含む議事を調査審議するとき。
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる場合で、審議会に出席している委員及び臨時委員の過半数の同意が得られたとき。

2 会議の傍聴は、会議場に一定の傍聴席を設けて、希望する者に傍聴を認めるものとする。ただし、次の各号に該当するときは、傍聴を制限し、又は必要な措置をとることができる。

- (1) 危険物所持、酒気帯びその他会議を妨害し、又は会議の進行に支障が生じるおそれがあるとき。
- (2) 傍聴席が定員に達したとき。
- (3) 傍聴者が、私語、談話、拍手その他議事を批判し、又は賛否を表明する行為をしたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の秩序維持のため、会長が必要と認めるとき。

（会議の記録等）

**第3条** 会議の記録は、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 出席又は欠席した委員の氏名
- (3) 議事案件の内容

(4) 調査審議の要旨

2 会議の記録は公開するものとする。ただし、非公開とした会議の記録は、その全部又は一部を非公開とすることができる。

3 次の各号に掲げる事項を記載した審議会委員（条例第9条第4項に規定する委員に限る。）の名簿を作成し、公開するものとする。

(1) 委員氏名

(2) 委員氏名のふりがな

(3) 職業、所属団体及び役職名等（本人の同意が得られた場合に限る。）

（代理出席）

**第4条** 条例第9条第4項第3号に掲げる委員が事故、公務その他のやむを得ない事由で出席できないときは、代理人を出席させることができる。この場合において、当該委員はあらかじめ会長に委任状を提出し、その承認を得るものとする。

（W e b会議システムによる出席）

**第5条** 会長が必要と認めるときは、委員、臨時委員及び規則第4条に規定する委員以外の者（以下「委員等」という。）は、会長が指定するW e b会議システム（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話を行うことができるシステムをいう。以下同じ。）を利用して会議に出席することができる。この場合において、W e b会議システムの利用のために委員等自らが必要とする機器及び通信費等は、委員等の責任で準備するものとする。

2 委員及び臨時委員がW e b会議システムを利用して会議に出席したときは、規則第3条第2項及び第3項に規定する出席とみなす。

3 W e b会議システムの利用において、音声を送受信できなくなった委員等は、音声を送受信できなくなった時刻から退席したものとみなす。

4 委員等は、第2条ただし書きの規定により、会議が非公開になったときは、委員等以外の者に映像及び音声を視聴させてはならない。

5 委員等は、W e b会議システムを利用して会議に出席するときは、できる限り静寂な個室その他これに類する施設で行わなければならない。